

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」  
 (消費税転嫁対策特別措置法・平成25年10月1日施行)適用期限に伴い、手数料は総額で表示  
 (2021年3月より消費税込額にて表示)

## 建築確認・検査申請手数料

表1 建築確認・検査申請

(非課税単位:円)

(単位円)		確認審査 ※1~※6 ※12※13※18	特定中間	完了検査 ※10※14 ※15※19	完了検査 (中間がある場合)	仮使用認定	
						一般 ※7※8	外構未完成※9 既存建築物除却
A ≤ 100	法6条の4該当	18,000	17,000	20,000	18,000	49,000	49,000
	特例なし	27,000	20,000	29,000	26,000		
	構造計算あり	53,000					
100 < A ≤ 200	法6条の4該当	25,000	22,000	26,000	24,000	60,000	55,000
	特例なし	37,000	30,000	35,000	31,000		
	構造計算あり	75,000					
200 < A ≤ 500	法6条の4該当	36,000	28,000	40,000	39,000	84,000	75,000
	特例なし	68,000	50,000	55,000	54,000		
	構造計算あり	95,000					
500 < A ≤ 1,000		120,000	74,000	100,000	95,000	180,000	120,000
1,000 < A ≤ 2,000		170,000	100,000	130,000	125,000		150,000
2,000 < A ≤ 3,000		250,000	140,000	170,000	165,000		190,000
3,000 < A ≤ 4,000		300,000	145,000	190,000	185,000		210,000
4,000 < A ≤ 5,000		360,000	170,000	220,000	215,000		240,000
5,000 < A ≤ 6,000		430,000	190,000	240,000	235,000		260,000
6,000 < A ≤ 8,000		440,000	195,000	260,000	255,000		280,000
8,000 < A ≤ 10,000		450,000	210,000	280,000	275,000		300,000
10,000 < A ≤ 20,000		540,000	270,000	330,000	320,000		350,000
20,000 < A ≤ 50,000		680,000	310,000	400,000	390,000		420,000
50,000 < A ≤ 100,000		1,150,000	590,000	720,000	710,000		740,000
100,000 < A		1,500,000	800,000	920,000	910,000		940,000
昇降機 (エレベーター等※16)		20,000	/	25,000	計画変更 10,000		
昇降機 (ホームエレベーター等※17)		15,000		20,000	計画変更 9,000		
工作物		22,000		22,000	計画変更 11,000		
令138条第2項、第3項 (遊戯施設等)		※11		※11	計画変更※11		
令138条第3項2号		※11		※11	計画変更※11		

- ※ 報奨金ポイント加算は、確認申請手数料にポイント加算されます。申プロデータ提供でさらにプラス加算されます。
- ※1 用途変更については、当該用途変更に係る部分を申請面積として算定します。
- ※2 既存建築物への遡及適用等がある建築の場合は、当該部分の床面積を加算して算定します。
- ※3 大規模の修繕、大規模の模様替えは、計画部分の床面積の 1 / 2 に該当する面積で算定します。
- ※4 申請が複数棟である建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法(以下「Exp.J等」という。)で接している建築物の部分も同様)に係る申請は、表2の延べ面積区分により算出した額を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算します。なお、混構造の場合も準ずる。

- ※5 法第6条の3「特定構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものの審査(ルート2基準審査)」を適用する申請は、表3の延べ面積区分により算出した額をExp.J等で接している建築物の部分ごとに加算します。
- ※6 建築物の計画変更は、変更に係る部分の面積の1/2に該当する部分の床面積(床面積が増加する変更は、当該床面積を加算する。)で算定します。なお、算定した面積が30㎡以内の場合は、手数料9,000円とします。
- ※7 仮使用認定(一般)については、仮使用部分の面積を完了検査手数料に読み替え+仮使用部分の面積の確認審査手数料×1/2とする。ただし、180,000円を限度とします。
- ※8 仮使用認定(一般)の完了検査は、通常的面積区分(仮使用部分含む全体面積)の手数料とします。
- ※9 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)については、仮使用する棟の床面積に基づく完了検査手数料に、20,000円を加算します。
- ※10 仮使用認定(外構未完成・既存建築物除去)についての完了検査手数料は、一律の20,000円とします。
- ※11 別途協議により算出します。
- ※12 表4に該当する審査を要する場合は、該当項目の額を加算します。
- ※13 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合、500㎡以内は3,000円、500㎡超は10,000円減額します。
- ※14 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査は表5-1の手数料を加算します。
- ※15 一定範囲内の省エネ性能が低下する変更(ルートB)の審査を要する場合は、表5-2の手数料を加算します。
- ※16 エレベーター等とは、4人乗り以上のもの、及びエスカレーターをいう。
- ※17 ホームエレベーター等とは、3人乗り以下のエレベーターを含み、小荷物専用昇降機、段差解消装置をいう。また、段差解消装置について告示仕様の場合はエレベーター等の手数料とします。
- ※18 既存建築物が構造不適格であり構造耐力の審査を要する場合は10,000円加算します。
- ※19 完了検査手数料について、直前の確認済証又は直前の中間検査合格証もしくは直前の仮使用認定通知書の交付を当社から受けていない場合、500㎡以内は20,000円、500㎡超は50,000円、昇降機及び工作物は10,000円加算します。
- ※20 その他特殊事情は、別途協議により算出します。

表2 構造別棟加算 ※4、※13

A ≤ 500	30,000	<p>※4 計算例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート3</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート3</div> </div> <p style="text-align: right;">Exp. J</p> <p>別棟 2棟 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>手数料計算 確認審査延べ面積 + (構造計算上の棟数 - 1) × 加算額 = 手数料 250,000 + ( 2 - 1) × 50,000 = <b>300,000</b></p>
500 < A ≤ 1,000	40,000	
1,000 < A ≤ 10,000	50,000	
10,000 < A	100,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表3 ルート2基準審査加算 ※5、※13

A ≤ 1,000	98,000	<p>※5 計算例(ルート2+ルート2)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟1 1800㎡ ルート2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">棟2 500㎡ ルート2</div> </div> <p style="text-align: right;">Exp. J</p> <p>構造計算上の棟数 2 延べ面積 2300㎡</p> <p>構造別棟加算の合計+棟1のルート2加算+棟2のルート2加算=手数料 300,000 + 145,000 + 98,000 = <b>543,000</b></p>
1,000 < A ≤ 2,000	145,000	
2,000 < A ≤ 10,000	163,000	
10,000 < A ≤ 50,000	215,000	
50,000 < A	397,000	

(単位㎡) (非課税単位:円)

表4 特殊検討加算 ※12、※13

避難安全検証法	$A \leq 2,000$	20,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	35,000
	$10,000 < A$	50,000
耐火・防火区画検証法	$A \leq 2,000$	20,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	35,000
	$10,000 < A$	50,000
特定天井	$200 < A \leq 500$	70,000
	$500 < A \leq 1,000$	110,000
	$1,000 < A$	150,000
防災計画書	$A \leq 2,000$	40,000
	$2,000 < A \leq 10,000$	70,000
	$10,000 < A$	100,000

(単位㎡) (非課税単位:円)

表5-1 省エネ適合性判定を要した建築物の完了検査割り増し手数料 ※14

床面積	工場等	工場等以外
$A < 2,000$	20,000	26,000
$2,000 \leq A < 3,000$	26,000	34,000
$3,000 \leq A < 4,000$	29,000	38,000
$4,000 \leq A < 5,000$	33,000	44,000
$5,000 \leq A < 10,000$	42,000	56,000
$10,000 \leq A < 20,000$	50,000	66,000
$20,000 \leq A < 50,000$	60,000	80,000
50,000以上	別途見積	別途見積

(単位㎡) (非課税単位:円)

表5-2 省エネ適合性判定を要した建築物の軽微な変更【ルートB】の完了検査割り増し手数料 ※15

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 1,000$	10,000	20,000	24,000	44,000
$1,000 < A \leq 2,000$	12,800	25,600	28,800	48,000
$2,000 < A \leq 5,000$	20,000	40,000	40,000	70,000
$5,000 < A \leq 10,000$	27,200	48,000	50,000	83,200
$10,000 < A \leq 20,000$	32,000	56,000	56,000	96,000
$20,000 < A \leq 50,000$	38,400	64,000	64,000	112,000
$50,000 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り

(単位㎡) (非課税単位:円)

- ・割増手数料は、省エネ適合性判定を要した建築物ごとに算出した額の合計とする。
- ・省エネ適合性判定が必要な建築物で当社以外の機関が判定通知書を交付した場合は、表の各区分の額の2倍とする。
- ・省エネ適合性判定を必要とした増改築において既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用した場合の対象床面積の区分は既存部分の床面積を除いた床面積とする。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値1.2を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積とする。
- ・一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。

## 建築物省エネ法判定

床面積の合計	工場等		工場等以外	
	モデル建物法	標準入力法	モデル建物法	標準入力法
$A \leq 1,000\text{m}^2$	55,000	110,000	132,000	242,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	70,400	140,800	158,400	264,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	110,000	220,000	220,000	385,000
$5,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	149,600	264,000	275,000	457,600
$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	176,000	308,000	308,000	528,000
$20,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	211,200	352,000	352,000	616,000
$50,000\text{m}^2 < A$	別途見積り	別途見積り	別途見積り	別途見積り
軽微(ルートC)	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%
計画変更	上記の50%	上記の50%	上記の50%	上記の50%

(税込単位:円)

- ・ 計画変更および軽微変更の適合性判定手数料は、直前の判定を他機関で交付している場合は新築時の面積区分の額による。
- ・ 一つの棟に複数用途がある場合は、用途毎の床面積で算定し加算するか、建築物全体の床面積を工場等以外の区分で算定し、いずれか低額の判定料金とする。
- ・ 増改築の場合、既存部分のBEI値をデフォルト値1.2を使用した場合は、既存部分の床面積を除いた床面積で算定する。ただし、デフォルト値1.2を使用しない場合は、既存部分を含めた建築物全体の床面積で算定する。

※1 工場等…建築基準法等の用途が次のもの。

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場  
○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 その他の処理施設

※2 床面積…新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建物法…採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等…各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法

適合証明業務(新築・一戸建て住宅)

融資種別	設計検査	中間現場検査	竣工現場検査
フラット35	9,900	13,200	12,100
フラット35S	12,100 ※1	14,300	13,200
財形住宅融資	9,900	13,200	12,100

※1 フラット35Sの設計検査手数料に下記金額を加算する (税込単位:円)

- 評価方法基準5-2に定める一次エネルギー消費量等級の場合は11,000円の加算
- 評価方法基準1-1に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)で、仕様規定の場合は11,000円、許容応力度計算の場合は16,500円の加算

適合証明業務(新築・共同建て)

区分	融資種別	設計検査	竣工現場検査	
			建設評価無し	建設評価有り
一般申請	分譲 フラット35・35S 財形住宅融資	16,500	11,000+(N×2,200)	5,500+(N×550)
一括申請	分譲 フラット35・35S 財形住宅融資	22,000+(N×1,100)	5,500+(N×550)	5,500+(N×550)
	賃貸 各種別共通	11,000+(N×3,300)	13,200+(N×2,750)	

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(既存)

融資種別	一戸建ての住宅	共同建て
フラット35・35S	35,200	22,000+(N×11,000)
財形住宅融資	35,200	—

(N:戸数、税込単位:円)

適合証明業務(リフォーム)

融資種別	手数料
①:耐震改修(計画認定有り)	27,500
②:耐震補強	33,000
③:部分的バリアフリー	27,500
④:財形住宅	27,500
⑤:住宅債権積立者等向け	別途見積り

(税込単位:円)

フラット35 リノベ

融資種別	事前確認※1 (物件売買時)	適合証明 (リフォーム工事後)
【フラット35】 リノベ	下記以外	44,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	55,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)	66,000
リフォーム工事後に一括して 物件検査を実施する場合 (買取再販に限る)	下記以外	55,000
	【優良な住宅基準】(金利Bプラン)	66,000
	【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン)	77,000
上記のそれぞれに追加項目がある場合		別途見積り
共同建ての場合		別途見積り

※1 新築時の検査状況等により省略できる場合があります。 (税込単位:円)

- 耐震評価基準の確認を要する場合、一戸建て等の場合22,000円加算。マンションの場合別途見積りする。

## 設計住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	35,200	一次エネ加算 5,500 許容応力度加算 11,000
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	41,800	
	$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	47,300	
	$500\text{m}^2 < A$	55,000	
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	$46,200 + M \times 3,300$	
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$70,400 + M \times 3,300$	
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$103,400 + M \times 3,300$	
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$253,000 + M \times 3,300$	
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$297,000 + M \times 3,300$	
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 3,300$	
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$396,000 + M \times 3,300$	
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$473,000 + M \times 3,300$	
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$572,000 + M \times 3,300$	
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$682,000 + M \times 3,300$	
	$50,000\text{m}^2 < A$	$770,000 + M \times 3,300$	

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※1 『5-2 一次エネルギー消費量等級』を選択、『1-1～1-7 構造の安定において許容応力度計算』を採用した場合において、各面積区分の料金に加算した額とする。

## 建設住宅性能評価(必須項目)

戸建住宅	$0\text{m}^2 < A \leq 100\text{m}^2$	79,200
	$100\text{m}^2 < A \leq 200\text{m}^2$	85,800
	$200\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	100,100
	$500\text{m}^2 < A$	121,000
共同住宅等	$0\text{m}^2 < A \leq 500\text{m}^2$	$77,000 + M \times 5,500$
	$500\text{m}^2 < A \leq 1,000\text{m}^2$	$143,000 + M \times 5,500$
	$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	$187,000 + M \times 5,500$
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	$253,000 + M \times 5,500$
	$5,000\text{m}^2 < A \leq 8,000\text{m}^2$	$297,000 + M \times 5,500$
	$8,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	$330,000 + M \times 5,500$
	$10,000\text{m}^2 < A \leq 20,000\text{m}^2$	$407,000 + M \times 5,500$
	$20,000\text{m}^2 < A \leq 30,000\text{m}^2$	$495,000 + M \times 5,500$
	$30,000\text{m}^2 < A \leq 40,000\text{m}^2$	$594,000 + M \times 5,500$
	$40,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	$726,000 + M \times 5,500$
	$50,000\text{m}^2 < A$	$946,000 + M \times 5,500$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 建設住宅性能評価手数料は、本表に掲げる手数料の額に下記負担金等を加算した額とする。

(下記)紛争処理負担金 一戸あたり4,000円(非課税)

## 設計・建設住宅性能評価(選択項目)

選択項目	追加手数料(戸建)	追加手数料(共同住宅等)
火災時の安全に関すること	1,100	$M \times 1,100$
空気環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
光・視環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
音環境に関すること	1,100	$M \times 1,100$
高齢者等への配慮に関すること	1,100	$M \times 1,100$
防犯に関すること	1,100	$M \times 1,100$

M: 評価対象戸数とする

(税込単位:円)

※ 複数選択の場合は、追加の合計金額から20%減額

長期優良住宅に係る技術的審査

新築		技術審査のみ	技術審査+ 建築確認(併願)	技術審査 (型式性能認定)	技術審査 (型式性能認定)+ 建築確認(併願)	技術審査 + 設計住宅性能評価 (併願申請)	変更に係る 技術審査
戸建住宅		41,800	38,500	38,500	35,200	7,700	20,900
共同住宅等	2~5戸	82,500	73,700	73,700	66,000	17,600	41,800
	6~10戸	129,800	115,500	115,500	110,000	26,400	64,900
	11~25戸	266,200	239,800	239,800	213,400	52,800	133,100
	26~50戸	481,800	433,400	433,400	385,000	96,800	240,900
	51~100戸	836,000	752,400	752,400	668,800	168,300	418,000
	101戸以上	別途見積り					

※ 確認申請手数料・設計住宅性能評価手数料は別途必要です。

(税込単位:円)

※ 許容応力度計算を採用した場合において、各区分の料金に11,000円を加算した額とする。

増築・改築		技術審査	変更に係る技術審査
戸建住宅		51,700	26,400
共同住宅等	2~5戸	129,800	64,900
	6~10戸	205,700	103,400
	11~25戸	426,800	213,400
	26~50戸	773,300	387,200
	51~100戸	1,347,500	674,300
	101~200戸	2,531,100	1,266,100
	201戸以上	3,681,700	1,841,400

(税込単位:円)

低炭素建築物技術的審査手数料

【住戸申請(戸建・共同住宅等)】戸数区分

区分(申請住戸の数)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
1戸	33,000	16,500
2~5	62,700	31,900
6~10	84,700	42,900
11~25	113,300	57,200
26~50	156,200	79,200
51~100	207,900	104,500
101~200	262,900	132,000
201~300	350,900	176,000
301~	471,900	236,500

※ 1 戸建住宅の場合で評価書等有りの場合は7,700円とする。

(税込単位:円)

【住棟申請(共用部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡ < A ≤ 300㎡	103,400	51,700
300㎡ < A ≤ 2,000㎡	158,400	80,300
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	206,800	104,500
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	240,900	121,000
10,000㎡ < A ≤ 25,000㎡	279,400	139,700
25,000㎡ < A	310,200	155,100

(税込単位:円)

【住申請(非住宅部分)】延べ床面積区分

区分(面積㎡)	法第53条関係 技術的審査手数料	法第55条関係(変更) 変更に係る技術的審査手数料
0㎡ < A ≤ 300㎡	239,800	119,900
300㎡ < A ≤ 2,000㎡	369,600	184,800
2,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	482,900	242,000
5,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	561,000	281,600
10,000㎡ < A ≤ 25,000㎡	650,100	325,600
25,000㎡ < A	724,900	363,000

(税込単位:円)



**住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【戸建住宅】**

**■住宅性能証明書**

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	25,300	16,500	44,000	35,200	13,200
住宅の増改築等	—	—	44,000	35,200	13,200

省エネ(一次エネ等級)	一次エネ等級4以上が確認できる証明書等あり※2		一次エネ等級4以上が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	29,700	18,700	55,000	44,000	13,200
住宅の増改築等	—	—	55,000	44,000	13,200

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※8	29,700	18,700	52,800 許容応力度計算の場合は上記に11,000円加算	41,800 許容応力度計算の場合は上記に11,000円加算	13,200
住宅の増改築等	—	—	52,800	41,800	13,200

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※9	18,700	13,200	35,200	29,700	13,200
住宅の増改築等	—	—	35,200	29,700	13,200

(税込単位:円)

**■増改築等工事証明書(8号工事)**

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(5号)	40,700	29,700	55,000	40,700	40,700	29,700	13,200

(税込単位:円)

**■増改築等工事証明書(1~7号工事)**

種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11
住宅の増改築等(1~3号)	40,700	29,700	22,000	13,200
住宅の増改築等(4号)	55,000	40,700	31,900	13,200

(税込単位:円)

**■証明書再発行**

1通あたり	1,100
-------	-------

(税込単位:円)

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。



## 住宅性能証明書(贈与税非課税措置)の証明業務に係る手数料【共同住宅】

### ■住宅性能証明書

省エネ(断熱性能等級)	断熱等性能等級4が確認できる証明書等あり※2		断熱等性能等級4が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	25,300	15,400	40,700	29,700	13,200
住宅の増改築等	—	—	40,700	29,700	13,200

省エネ(一次エネ等級)	一次エネ等級4以上が確認できる証明書等あり※2		一次エネ等級4以上が確認できる証明書等なし※2		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※7	35,200	20,900	56,100	41,800	13,200
住宅の増改築等	—	—	56,100	41,800	13,200

耐震性・免震建築物	耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等あり※3		耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等なし※3		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※8	別途見積り				
住宅の増改築等	別途見積り				

高齢者等配慮対策	高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等あり※4		高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等なし※4		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の新築又は新築若しくは既存住宅の取得 ※9	25,300	15,400	40,700	29,700	13,200
住宅の増改築等	—	—	40,700	29,700	13,200

(一戸当たり 税込単位:円)

### ■増改築等工事証明書(8号工事)

種別	省エネルギー性※13		耐震性・免震建築物		高齢者等配慮対策等級		再検査※11
	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	単独 ※5	他検査同時※6	
住宅の増改築等(5号)	40,700	29,700	55,000	40,700	40,700	29,700	13,200

(一戸当たり 税込単位:円)

### ■増改築等工事証明書(1~7号工事)

種別	単独 ※5	他検査同時※6	検査なし※9	再検査※11
住宅の増改築等(1~3号)	40,700	29,700	22,000	13,200
住宅の増改築等(4号)	別途見積り			

(一戸当たり 税込単位:円)

### ■証明書再発行

1通あたり	1,100
-------	-------

(税別単位:円)

- ※1 手数料には増改築等工事証明書(1~7号)検査なしを除き、住宅証明書及び増改築等工事証明書交付に必要な現場検査(以下「本検査」といいます)を含んでいます。
- ※2 断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※3 耐震等級2以上又は免震建築物が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書(既存住宅の場合は建設住宅性能評価書)、その他の耐震等級2以上又は免震建築物が確認できるものを指します。
- ※4 高齢者等配慮対策等級3以上が確認できる証明書等とは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の高齢者等配慮対策等級3以上が確認できるものを指します。
- ※5 単独とは、本検査の現場検査を単独で実施する場合を指します。
- ※6 他検査同時とは弊社が行う確認検査、適合証明、建設評価又は瑕疵保険の現場検査と本検査を同時に実施する場合を指します。
- ※7 新築の場合の省エネルギー性に関する現場検査は、下地張り直前の工事の完了時及び竣工時です。
- ※8 新築の場合の耐震性に関する現場検査は、基礎配筋完了時、躯体工事完了時及び竣工時です。ただし建築基準法の検査済証を提出した場合は竣工時の検査は行わない。
- ※9 新築の場合の高齢者等配慮対策に関する現場検査は、竣工時です。
- ※10 検査なしとは、申請時に所定の書類がそろった申請で現場検査を実施しない場合を指します。
- ※11 再検査は、1回分の手数料になります。
- ※12 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。
- ※13 一次エネ等級4、5の場合、新築の手数料を適用します。

## 現金取得者向け新築対象住宅証明業務(すまい給付金)に係る手数料【戸建住宅】

		一般料金	評価書等有り
省エネルギー性	断熱性能等級4	26,400	7,700
	一次エネルギー消費量等級4以上	33,000	7,700
耐久性・可変性		24,200	7,700
耐震性		30,800 許容応力度計算の場合は、上記に11,000円加算	7,700
バリアフリー性		24,200	7,700

(税込単位:円)

- ※ 店舗併用住宅も含む。ただし住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積より大きい場合に限る。
- ※ 共同住宅等については、証明書の基準、延べ床面積等を勘案して別途見積りとさせていただきます。
- ※ 証明書を追加発行する場合は1枚につき2,200円となります。
- ※ 変更申請が必要な場合は、申請手数料の1/2とします。

## 建築物省エネルギー性能表示(BELS)評価住宅に係る評価料金

		一般料金		評価書等有り※1	
戸建住宅		33,000		7,700	
共同住宅等※3	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	(a)+(b)×戸数	左記料金の1/2
		戸数単価(b)	3,300		
	建物全体	基本料金(a)	88,000	(a)+(b)×戸数+(c)	左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	3,300		
		共用部(c)	88,000		

(税込単位:円)

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。
- ※4 業務規程第11条第1項のシール又はプレートを発行する料金は上記に含まれません。

**建築物省エネ法関係(35条・41条)**  
**住宅に係る技術的審査の手数料**

		一般料金			評価書等有り※1
戸建住宅		33,000			7,700
共同住宅等	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	(a)+(b) × 戸数	左記手数料の1/2
		戸数単価(b)	3,300		
	建物全体	基本料金(a)	88,000	(a)+(b) × 戸数+(c)	左記手数料の1/2
		全戸数単価(b)	3,300		
		共用部(c)	88,000		

(税込単位:円)

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された手数料の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規手数料を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。

**グリーン住宅ポイント対象住宅証明業務に係る手数料**

		一般料金			評価書等有り※1
戸建住宅		33,000			7,700
共同住宅等※3	住戸のみ	基本料金(a)	88,000	(a)+(b) × 戸数	左記料金の1/2
		戸数単価(b)	3,300		
	建物全体※4	基本料金(a)	88,000	(a)+(b) × 戸数	左記料金の1/2
		全戸数単価(b)	3,300		

(税込単位:円)

- ※1 評価書等ありとは、弊社が交付した又は交付する設計住宅性能評価書、その他の断熱性能等級4、一次エネ等級4以上が確認できるものを指します。
- ※2 変更申請手数料は、弊社で当初の評価を行ったものは当初の申請で適用された料金の1/2とする。弊社以外で当初の評価を行ったものは、新規料金を適用する。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合、戸建住宅の額とする。
- ※4 共用部を評価する場合は、88,000円(税込)を加算します。

## 化学物質濃度測定(測定バッチ)

測定箇所 (同時期に測定できるもの)	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド・ トルエン・キシレン・ エチルベンゼン・スチレン
1か所	42,900	52,800
2か所以上	$(A-1) \times 22,000 + 42,900$	$(A-1) \times 26,400 + 52,800$

※A:測定箇所数とする

※特急分析の場合は別途料金が必要となります。

税込単位(円)

## 建物状況調査業務の調査料金

		小規模住宅	大規模住宅
一戸建て住宅		44,000	66,000
共同住宅等	住戸型	44,000	44,000
	住棟型	別途見積	別途見積り

税込単位(円)

※1コンクリートの圧縮強度を測定する場合は、5,500円加算する。

※2鉄筋探査の測定をする場合は、5,500円加算する。

※3設備配管等の調査を実施する場合は、5,500円加算する。

※4調査実施日から1年以内に委任者から調査結果の再説明の依頼があった場合は、再説明料金として11,000円とする。

※5調査実施後、再調査依頼があった場合は、上記表の料金とする。

※6調査実施日から1年以内の調査報告書の再発行を求められた場合は、複写を再発行し、手数料を2,200円とする。

※7建物状況調査業務の前に、事前に調査が必要な場合は、11,000円で事前調査を実施する。

※8業務規程第4条第3項の業務時間外に建物状況調査業務を実施する場合は、11,000円加算する。

※9特殊な事情があると認められた場合は、別途協議により算定する。

## 他検査と同時に行う場合の調査料金の減額

①指定住宅瑕疵担保責任保険法人が取扱う既存住宅売買瑕疵保険の検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

②住宅金融支援機構によるフラット35 利用のための、中古住宅の物件検査と同時に行うときは、調査料金を11,000円減額とする。

上記①検査及び②検査と同時に行うときは、調査料金を22,000円減額とする。

## 構造計算適合性判定手数料

(一)	(二)	(三)
床面積の合計	構造計算が右記以外の方法によって行われたもの	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの
$A < 1,000\text{m}^2$	150,000	110,000
$1,000\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	210,000	130,000
$2,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	230,000	140,000
$10,000\text{m}^2 < A \leq 50,000\text{m}^2$	310,000	180,000
$50,000\text{m}^2 < A$	580,000	310,000

(非課税単位:円)

※2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみ

※当社が建築確認申請を引受けた建築物は、判定を行えません。

※当社と委託契約をしている判定員が、代表者である設計事務所の間与した建築物について、その判定は行えません。

※任意の構造計算適合性判定の手数料は上表の金額に消費税が加算されます。

## 木造住宅耐震診断等評価業務

①木造住宅耐震診断評価	9,900
②木造住宅改修耐震診断評価	38,500
③木造住宅段階的改修耐震診断評価	38,500
④木造住宅改修耐震診断変更評価	16,500
⑤木造住宅段階的改修耐震診断変更評価	16,500
④評価証の再交付	1,100

(税込単位:円)

# 耐震評定業務手数料

## I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない  
 工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡)	評定の 種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		RC造, 壁式RC造で2次診断		RC造, 壁式RC造で 3次診断, S造, CB造 , SRC造, 体育館, 混構造(注2, 注3)	木造在来構法 (精密診断法2に よるもの) (注4)	構造図の復元 (追加金額, 木造 は追加金額不要) (注5)
		(低強度CON以外) (注1)	(低強度CON) (注1)			
		金額	金額	金額	金額	金額
A< 500	診断	165,000	165,000	231,000	264,000	49,500
	改修	165,000	231,000	231,000	264,000	16,500
	総合	264,000	319,000	374,000	418,000	52,800
500 ≤A< 1,000	診断	198,000	198,000	275,000	319,000	59,400
	改修	198,000	275,000	275,000	319,000	19,800
	総合	319,000	374,000	440,000	506,000	63,800
1,000 ≤A< 1,500	診断	231,000	231,000	319,000	374,000	69,300
	改修	231,000	319,000	319,000	374,000	23,100
	総合	374,000	440,000	506,000	594,000	73,700
1,500 ≤A< 2,000	診断	253,000	253,000	352,000	407,000	75,900
	改修	253,000	352,000	352,000	407,000	25,300
	総合	407,000	484,000	561,000	649,000	81,400
2,000 ≤A< 2,500	診断	275,000	275,000	385,000	440,000	82,500
	改修	275,000	385,000	385,000	440,000	27,500
	総合	440,000	528,000	616,000	704,000	88,000
2,500 ≤A< 3,000	診断	297,000	297,000	418,000	473,000	89,100
	改修	297,000	418,000	418,000	473,000	29,700
	総合	473,000	572,000	671,000	759,000	94,600
3,000 ≤A< 5,000	診断	330,000	330,000	462,000	528,000	99,000
	改修	330,000	462,000	462,000	528,000	33,000
	総合	528,000	638,000	737,000	847,000	105,600
5,000 ≤A< 10,000	診断	396,000	396,000	550,000	638,000	118,800
	改修	396,000	550,000	550,000	638,000	39,600
	総合	638,000	759,000	880,000	1,023,000	126,500
10,000 ≤A< 20,000	診断	440,000	440,000	616,000	704,000	132,000
	改修	440,000	616,000	616,000	704,000	44,000
	総合	704,000	847,000	990,000	1,122,000	140,800
20,000 ≤A< 50,000	診断	583,000	583,000	814,000	935,000	174,900
	改修	583,000	814,000	814,000	935,000	58,300
	総合	935,000	1,122,000	1,298,000	1,496,000	187,000

(注1)「低強度CON」とは、推定強度13.5N/mm<sup>2</sup>未満の階が、含まれているものをいう。

(注2)「RC造3次診断」とは、一部の階を3次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度CON」  
 が含まれているものも、手数料は同額とする。

(注3)「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。

(注4)「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。

(注5)「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのでは  
 なく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税込単位:円)

## II 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が2回で結審しない場合は、1回ごとに当初の「基準手数料」の1/2を追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物  
 等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、11,000円とする。

(税込単位:円)